

コミュニティ・スクールの実践

福岡県春日市立春日西小学校

校長 今村 隆 信

○ はじめに

春日西小学校の概要

- ・福岡市の南のベッドタウン
- ・16平方キロメートルに11万人の人口
- ・小学校12校、中学校6校の中の児童数900名の大規模校（学級数28）
- ・特色＝コミュニティ・スクール

スクール・イン・スクールシステムによる学校運営

1 学校運営協議会制度を活用したきっかけ

(1) 学校教育を生涯学習の体系の中にどう位置づければよいかの課題から。

教育改善ではなく、教育改革といわれる所以は???

(2) 春日市教育委員会の先導的取り組みから

開かれた学校づくりの段階から地域の基盤形成につなぐ段階へ

2 運営協議会設置で苦労したこと

(1) 「学校教育は学校に任せるバイ」の意識の改革・・・当事者意識への高まり

(2) また、仕事が増えるのでは??という教員の意識の改革

3 運営協議会設置後の成果（コミュニティ・スクール実践での成果）

(1) 学校・家庭・地域の役割が自覚され、子どもの生活リズムが向上したこと。

(2) 生活リズムの向上により、学力が明らかに向上してきたこと。

(3) 「17:00～17:30が勝負」と言われた「保護者からのクレーム」が激減したこと。

(4) 地域の「子どもをお客さんにしない」取り組みが進み、学校教育目標に掲げる

「自分で考え、行動する子どもの育成」が協働のねらいとして共有化されたこと。

(5) 西っぴい先生（学校支援ボランティア）の活動が定着してきたこと。

（年間延べ3,000人）

4 具体的実践・・・プレゼンテーションで

○ おわりに

コミュニティ・スクールの実践は、生涯学習体系に学校教育を明確に位置づけるとともに、まちづくりとして、学校・家庭・地域の教育力が高まることを実感

平成21年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(かすがしりつ かすがにし しょうがっこう)									
学校名	春日市立春日西小学校									
(ふりがな)	(かすがし しもしろうずみなみ)									
所在地	福岡県春日市下白水南4丁目134番地									
電話番号	092(581)4133			FAX番号		092(581)4299				
学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計		
	4	4	4	5	4	5	3	29		
児童・生徒数	143	139	138	166	141	145			872	
	(特支) 2	2	2	2	3	1			12	
教職員数	48人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日			平成18年4月1日				
学校運営協議会の 委員数・構成	15人	内	地域代表4人, 保護者代表5人, 教職員3人, 大学教授等有識者1人, 行政代表2人							
	学校運営協議会代表者(会長等): 保護者代表(PTA会長)									
その他	○福岡市の南に位置するベッドタウン ○16平方キロメートルに11万人の人口 ○春日市内…小学校12校(全てコミュニティ・スクール), 中学校6校 ○スクール・イン・スクールシステム(学年独立経営)による学校運営 → 学校の中に, 学年という学校が6校存在するという考え方									

(平成21年7月1日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯, 設置後の改善状況

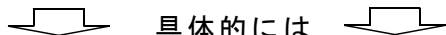

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 子どもを取り巻く環境に以下のような状況があった。
 - ・家庭…生活力の育成が課題
(学校への異存, 過保護, 過干渉, 放任)
 - ・地域…社会力の育成が課題
(遊びの場・ふれあいの場の欠如, 子どもをお客様扱い, 地域連帯感の希薄化)
 - ・学校…実力(学力・社会力・体力)の育成が課題
(実力を育成する困難さ)
- 子どもの実態にも以下のような状況があった。
 - ・自分で判断して行動する力
 - ・豊かな人間性(正義感や倫理観等)
 - ・耐性

} 欠如

↓
つまり
- ◎ 学校の教育目標(子どもを育てるねらい)等を学校・家庭・地域が共有できていないという課題や学校・家庭・地域が協働して子育てを行うための役割が明確になっていないという課題があった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 学校教育を生涯学習の体系の中にどう位置づければよいかという課題から
教育改善ではなく、教育改革といわれる所以は???
- 春日市教育委員会の先導的取り組みから
開かれた学校づくりの段階から地域の基盤形成につなぐ段階へ
 具体的には 
- 学校教育(子どもの教育)を充実させるために、保護者や地域住民の意向を適切に把握し、反映させることが重要と考えられること。
- 保護者や地域住民が一定の権限や責任をもって学校運営に参画し、協働して子どもの教育に携わることが重要と考えられること。
- 地域や家庭の教育力を向上させるとともに、その力を導入することにより、学校のスリム化(学社連携・融合)を図ることができると考えられること。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 「学校教育は学校に任せるバイ」の意識の改革
⇒ 子どもを育てるねらいの共有と学校・家庭・地域の役割の明確化・協働化を取り組んでいく内容として設定した。
- 「また、仕事が増えるのでは??」という教員の意識の改革
⇒ 学校・家庭・地域が主体性をもって計画・立案・実施・評価を推進する。そのため、具体的取り組みは、新たな負担を無くすために各々が既存の組織を活用して取り組んでいくことを共通理解した。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 子どもたちの学力を目に見える形で(点数として)引き上げ、子どもたちに自信を持たせて欲しい。
- 学校の情報(現在の学校の様子や子どもの学力・体力等の実態)を、家庭(保護者)だけでなく地域にも発信して欲しい。
- 学校は頑張っているのだから、自信を持って家庭や地域を指導して欲しい。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 何でも協力するという気持ちはあるので、学校は遠慮せずに家庭や地域を活用して欲しい。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 3年間のコミュニティ・スクールの成果を維持・増幅するために、現在の校長の異動を行わないで欲しい。(平成19年度)

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 子どもたちの生活リズムを確立させるとともに、学力を引き上げ、自信を持たせるための、より良い学校づくり・分かる授業づくりに、これまで以上に精力的に取り組んだ。
- 良いことばかりでなく、そうでないことも「学校の現状」として正直に情報公開することを心がけた。なお、このことによって、学校を支援しようとする輪が広がってきている。

【教育活動に関すること】

- 家庭や地域の人材・施設等を積極的に授業やカリキュラムに位置づけ、授業の改善を図った。
- 生徒指導の機能を生かした教育活動や問題解決学習を位置づけて推進してきた。

【教職員の任用に関すること】

- 人事調整上の偶然かもしれないが、4年目(平成20年度)及び5年目も校長の異動はなされていない。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化(成果)

【学校(教職員)側】

- 学校運営協議会を中心にして、様々な機会を捉えて、学校や教師の頑張りを広報してきたことで、学級懇談会や地域懇談会等の中で、家庭や地域が学校を支援するという立場に変わりつつあることを実感できるようになってきたこと。
- 気軽に家庭や地域に支援(ボランティア)活動を依頼できるようになってきたことで、教師に教材研究をする時間的・物理的なゆとりが生まれてきたこと。

【教育委員会側】

- 先行実施したコミュニティ・スクール実践校の成果(子どもを育てる地域の基盤整備の醸成)を受けて、この制度を市内の全小・中学校で取り組むようにしたこと。
- 予算措置(学校運営協議会委員の出席謝金・交通費・消耗品費等)を含め、積極的にコミュニティ・スクールの実践を推進していること。

【園児・児童・生徒側】

- 子どもの生活リズムの向上・確立により、学力が明らかに向上(CRT学力標準検査等で全国平均値を全学年が上回る)してきたこと。
- 学校経営の中に、生徒指導の機能を生かした教育活動を位置づけたり、課題解決学習を積極的に推進したりしたことで、子どもたちの中に、「自分で考え、判断し、決定し、行動する」素地が少しずつ育ってきたこと。

【保護者側】

- 学校運営協議会がクレームの受け皿となったり盾となったりしながら、機会を捉えて学校や教師の頑張り等を発信したことで、学校や教師の取り組みに対する理解が少しずつ深まってきた。また、学校が担うべきことと家庭が担うべきことの区別や役割が明確になり、その結果「17:00～17:30が勝負」と言われた「保護者からのクレーム」が激減してきたこと。
- 保護者が、授業参観・懇談会への参加だけでなく、西っぴい先生(学校支援ボランティア)の活動等により、学校や子どもたちと関わる機会が増えたことで、学校との信頼関係が向上し、保護者がオブザーバーからスポークスマンに変化してきたこと。

【地域側】

- 地域の「子どもをお客さんにしない」取り組みが進み、学校の教育目標に掲げる「自分で考え、行動する子どもの育成」が協働のねらいとして共有化されたこと。
- 西っぴい先生(学校支援ボランティア)の活動が定着・充実してきたこと。
(年間延べ3,000人)
- 子どもを育てる地域の基盤整備の醸成が進んできたこと。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 市内の全小・中学校をコミュニティ・スクールとすることで、校区によっては地域(各自治会)代表者の重なりがでてきており、地域の人材育成・人材の確保が課題となっている。
- 中学校ブロック(中学校1校と校区内の小学校2～3校)で、「各学校の特色化を創造することと学校間の連携を図ること」を両立することが難しくなっている。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- コミュニティ・スクールの必要性や学校運営協議会の重要性等について、常に啓発するとともに三者で連働していく態勢を築いておきたい。そのために、自治会の中には、地域活性部(コミュニティ・スクールを担当する部署)を新設した自治会もあり、組織的にコミュニティ・スクールを支援したり、人材の育成を図ったりしようとする動きもでてきており、さらに広げていきたい。
- 中学校ブロックでのコミュニティ・スクール実践報告会等を開催し、具体的な各学校の実践を交流しながら連携を強化していきたい。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成20年度実績：年13回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H20. 4. 22	委嘱状の交付，学校の取り組みの承認，本年度の方向性の確認
2	H20. 5. 13	レインボー・プロジェクト推進，アンケート実施
3	H20. 6. 17	レインボー・プロジェクト推進，アンケート実施，発表会に向けて
4	H20. 7. 15	レインボー・プロジェクト推進，発表会に向けて
5	H20. 8. 19	レインボー・プロジェクト推進，発表会に向けて
6	H20. 9. 16	レインボー・プロジェクト推進，発表会に向けて，アンケート結果
7	H20.10. 21	関係者評価，レインボー・プロジェクト推進，発表会に向けて
8	H20.11. 18	レインボー・プロジェクト推進，発表会に向けて
9	H20.11. 29	コミュニティ・スクール研究発表会
10	H20.12. 16	レインボー・プロジェクト推進，発表会の反省，アンケート実施，
11	H21. 1. 20	レインボー・プロジェクト推進，21年度に向けて
12	H21. 2. 17	レインボー・プロジェクト推進，21年度に向けて
13	H21. 3. 24	20年度の反省，21年度に向けて，アンケート結果

(補記)

① 毎月1回，第3火曜日を基本としているが，20年度は研究発表会を実施したため13回になった。併せて，議題も発表会に向けたものが多くなった。

② 「レインボー・プロジェクト」とは，学校・家庭・地域の役割を明確にした各々が取り組む7つの具体的取り組み(プロジェクト)をさす。

③ アンケートは，「小学生の意識と生活に関するアンケート(児童用)」「小学生のしつけ(養育態度・行動)についてのアンケート(保護者用)」「地域や子どもに関するアンケート(地域住民用)」の3種類を福岡教育大学と連携して実施している。

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上

期間の定めなし

- 学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上

1年

- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

委員の任期は1年であるが，再任も可能である。必要に応じて(プロジェクトの推進状況から判断して)，年度ごとに数名の委員の構成を工夫している。委員は，15名以内と規定されている。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

個人情報以外は，全て公開・開示を基本とし，学校だより，校長だより等で保護者や地域へ発信している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

○ めざす子ども像を学校・家庭・地域が共有し、その上で役割分担を明確にして取り組みを進めている。そのため、具体的取り組みは、新たな負担を無くすためそれぞれが既存の組織を活用して取り組んでいる。

- ・ P T A : 成人教育委員会, 健康委員会, 広報委員会 等
- ・ 地域 : 自治会, 公民館, 子ども会, 婦人会, 老人会 等

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

○ 学校運営協議会は、学校関係者評価委員会を兼ねている。

○ 本校では、学校の教育活動に対する意見を広くきくための「教育モニター会（地域住民・保護者対象）」の学校関係者評価も実施しており、今年度からは、第三者評価を導入している。

5. その他

（別添資料）

- 春日市学校運営協議会規則
- 「学校・家庭・地域 レインボー・プロジェクト」
- 「コンビネーション・プロジェクト」

○春日市学校運営協議会規則

平成17年2月23日
教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき春日市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域の住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）が、学校との連携の下、目標を共有化し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちにかかわる風土が醸成されること。
- (2) 家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(指定及び設置)

第3条 春日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会の設置により前条各号に掲げる事項を達成できると認めるときは、協議会を設置する学校を指定し、当該指定した学校（以下「指定学校」という。）ごとに協議会を設置することができる。

2 校長は、地域住民等の意向を踏まえ、前項の指定を申請することができる。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 当該指定学校の通学区域内の住民

- (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、各指定学校につき15人以内で、教育委員会が当該指定学校の校長と協議して定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により指定学校の指定が取り消されたときは、当該指定学校の委員は、その身分を失うものとする。

(会長、副会長及び専門員)

第6条 協議会に、会長、副会長及び専門員を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。
- 3 専門員は、第4条第1項第5号に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門員は、協議会の運営に伴い必要となる専門的事項について、調査及び研究を行うものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第10条第1項又は第2項の規定による意見の申し出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(委員の義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。
- (3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第9条 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、毎年度次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項の承認が得られない場合は、校長は、協議会委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第10条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由して福岡県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は福岡県教育委員会に対して意見

を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価及び住民参画の促進等)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(協議会活動の情報提供)

第12条 協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会による指導助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、その求めに応じて指導及び助言を行うものとする。

2 指定学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、必要に応じて適切な指導、助言等を行うものとし、当該指導、助言等にもかかわらず、事態が改善しない場合は、指定学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) その他当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 校長は、前条第2項の規定による情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第9条第1項の規定による協議会の承認を得られないとき、又は協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、当該指定学校の指定の取消しを申し出ることができる。

3 教育委員会は、指定学校の指定を取り消そうとする場合において、当該指定学校の校長又は協議会委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これ

を認めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 第8条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、当該指定学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日教委規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

学校・家庭・地域 ラインボー・プロジェクト

春日市立春日西小学校

自ら考え行動する子どもの育成

コミュニティ・スクール

春日西小学校運営協議会

家庭

生活力
の育成

- 1 家庭の一員としての「働く場」をつくろう
- 2 基本的な生活習慣を身につけよう
- 3 マナー・モラルを向上しよう
- 4 メディアとのよりよい関係をつくろう
- 5 家庭学習、読書の習慣をつくろう
- 6 家族間コミュニケーションをつくろう
- 7 地域とのつながりをもとう

学校

スクール・イン・スクール
(ミドル・アップダウン・マネジメント)

実力の育成

- 1 生徒指導の機能を生かした授業をつくろう
- 2 基礎基本の徹底と定着を図ろう
・チャレンジタイムの充実
- 3 読書活動を充実しよう
- 4 心と体の健康を育てよう
・よい歯で、よくかみ、元気な体
- 5 熱中して「働く場」をつくろう
・清掃活動
・勤労体験
- 6 外部評価と情報公開を推進しよう
・教育モニター制の充実
・マニフェストの情報公開と結果の公表
- 7 家庭・地域と連携し、子どものよりよい学びの環境、安全な環境をつくろう
・学校支援ボランティアの拡充
・西っぴい先生の充実

地域

社会力
の育成

- 1 地域の中に子どもの遊び場をつくろう
- 2 地域の大人と子どもがふれあえる場をつくろう
- 3 子どものボランティア精神を促進する場をつくろう
- 4 地域の指導者・ボランティアの人材バンクをつくろう
- 5 温かく、規範意識の高い町をつくろう
- 6 安全で、防犯意識の高い町をつくろう
- 7 地域の組織のネットワークをつくろう

学校・家庭・地域の役割分担の明確化と協働

子どもを育てることの「ねらい」の共有化

コンビネーション・プロジェクト

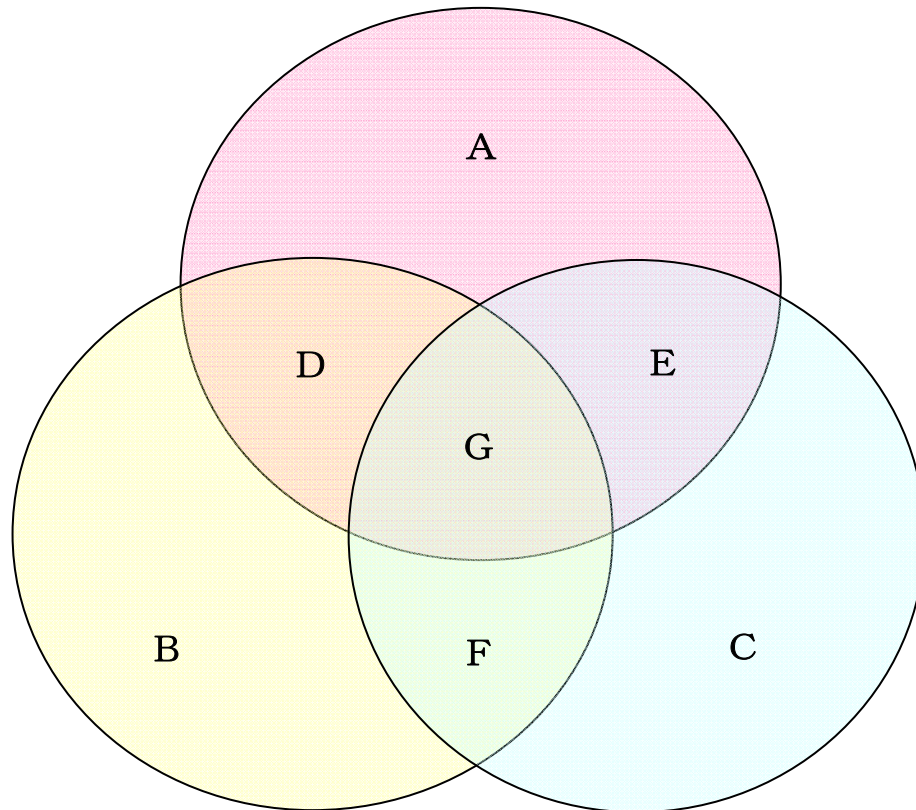
連働でめざす子ども像

自分で考え行動する子ども

コミュニティ・スクール春日西小

学校運営協議会

学 校



家 庭

地 域

A・B・C＝役割分担の明確化による取り組み

(H18～20、レインボー・プロジェクトの成果の継続)

第2ステージ (H21～22)

D・E・F・G＝連働(＝連結・協働)＝コンビネーション・プロジェクト

D＝学校と家庭の連働による取り組み

メディアと上手につきあい、家庭学習・読書を習慣化しよう

E＝学校と地域の連働による取り組み

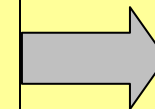
西っぴい先生を充実しよう(人材バンクづくり)

F＝家庭と地域の連働による取り組み

公民館寺子屋を開設しよう

G＝学校・家庭・地域の連働による取り組み

地域を生かす
地域を学ぶ
地域と学ぶ
地域に還元する



カリキュラムの開発・実践

(授業に位置づけた展開)

コミュニティ・スクールの実践

レインボー・プロジェクトから
コンビネーション・プロジェクトへ

～学校・家庭・地域の連携を通して～

福岡県春日市立春日西小学校

【子どもを取り巻く現在の環境】

・家庭...生活力育成
(学校への依存、過保護、過干渉、放任)

・地域...社会力育成
(遊びの場・ふれあいの場の欠如、
子どもをお客様扱い、地域連帯感の希薄化)

・学校...実力(学力・社会力・体力)育成
(実力を育成する困難さ)

【子どもの実態】

・自分で判断して行動する力
・豊かな人間性(正義感や倫理観等)
・耐性 } 欠如

・単語人間 ← 過保護・甘やかし

・指示待ち人間 ← 過干渉

<健康や体力の面>

巣ごもりの子 = 外遊びのない子
無遊病の子 = 遊びのない子
幼衰の子 = 幼くして健康や体力に不安のある子

〔第1ステージ〕平成18・19・20年度

<子育てのねらい>

「自ら考え行動する子どもの育成」

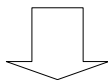


子育ての「ねらいの共有化」と
「学校・家庭・地域の役割分担の明確化」

1年次(平成18年度)

【学識経験者と連携】アンケート作成・分析

子ども ←「小学生の意識と生活に関して」
保護者 ←「小学生のしつけ(養育態度・行動)について」
地域住民 ←「地域や子どもに関して」

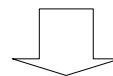


本校区の「学校・家庭・地域の教育力」の実態や課題

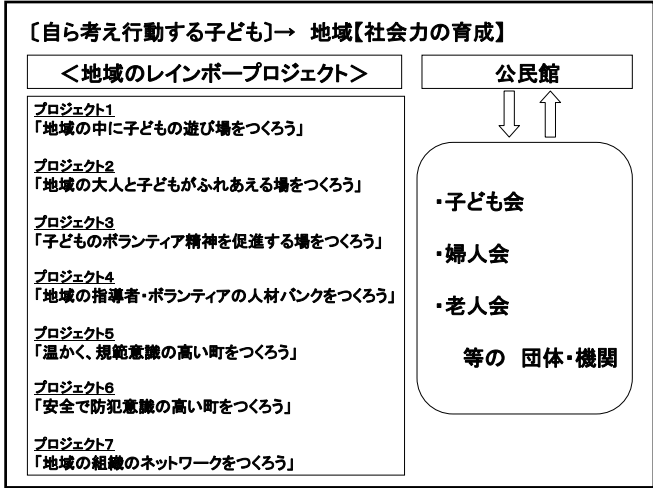
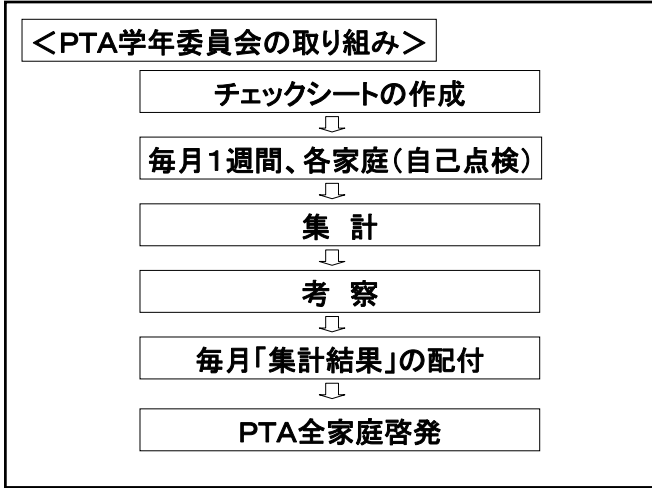
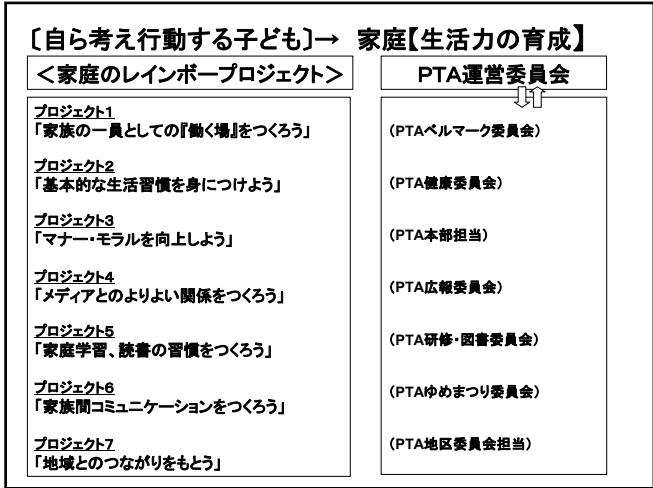
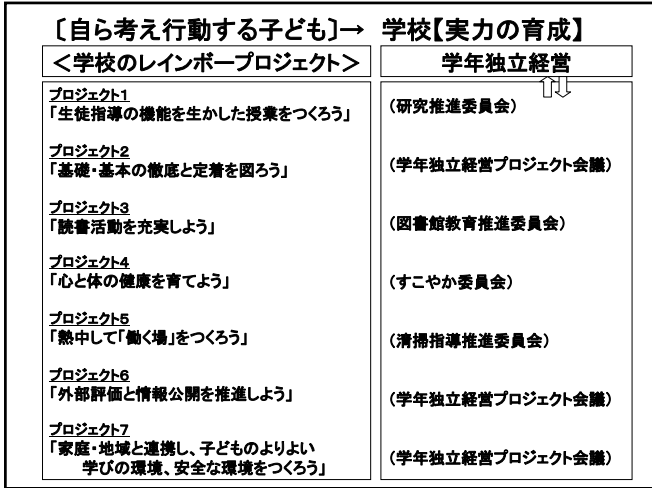
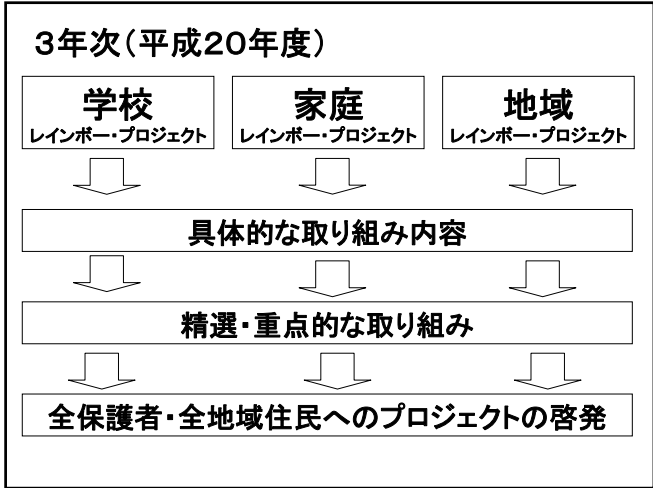
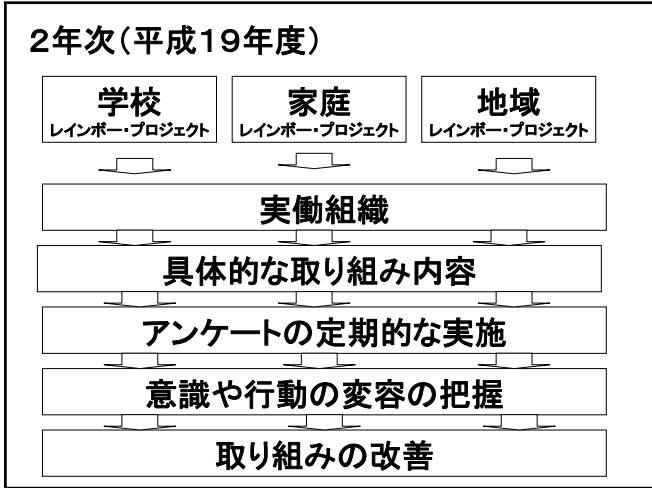
<学校・家庭・地域それぞれの役割の明確化>

「家庭の役割とは？」
「地域の役割とは？」
「学校の役割とは？」

それぞれが取り組む7つのプロジェクトの確立



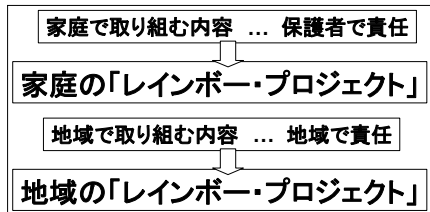
「レインボー・プロジェクト」



＜本校の学校運営協議会の在り方＞

話し合った内容の共有化

責任ある取り組みの推進



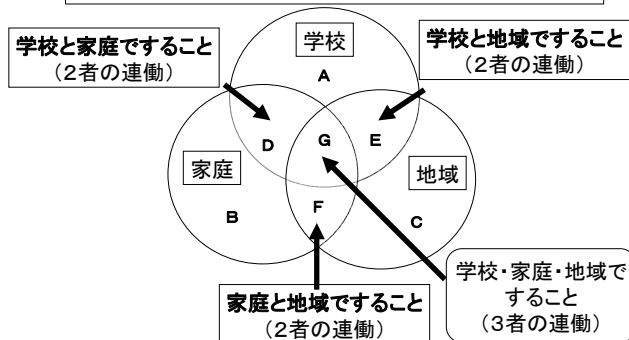
組織の人数や構成の見直し

取り組みの有効性の検証

【第2ステージ】平成21年度～

コンビネーション・プロジェクトの実践

～学校・家庭・地域の連働(=連結・協働)～



2者による連働の取り組み

2者のコンビネーション・プロジェクト

- 学校と家庭の連働[D]
メディアと上手につきあい、家庭学習を習慣化しよう
- 地域と学校の連働[E]
西っぴい先生を充実しよう(人材バンクづくり)
- 家庭と地域の連働[F]
公民館寺子屋を開設しよう

3者による連働の取り組み

3者によるコンビネーション・プロジェクト

- 「授業」のフィルターを通したカリキュラムの開発と実践[G]
 - ・ 地域を生かす
 - ・ 地域を学ぶ
 - ・ 地域と学ぶ
 - ・ 地域に還元する

地域の基盤形成につなぐ